## 治験における温度管理に関する手順書

#### 1. 目的

(1) 本手順書は、小倉記念病院(以下、当院。)で行われる治験における治験使用薬(以下、治験薬。)、治験使用機器及び治験用検体の温度管理及び記録が、各々の保管義務を遵守し、適切に管理されることを目的とする。

#### 2. 適用範囲

- (1) 当院の<mark>薬剤部</mark>が保管・管理する治験薬、<mark>カテ室倉庫の</mark>治験使用機器及び、<mark>検査室の</mark>治験 用検体を対象とする。
- (2)治験依頼者が定める手順書等で保管方法等が定められている場合は、治験依頼者と協議し、より適切な手順で管理する。
- 3. 依頼者への本手順書の提示
- (1) 本手順書は当院ホームページに公開することをもって治験依頼者への提示とする。
- 4. システム要件
- (1) 温度管理は、株式会社コンピューテックスの温湿度管理システムOnDollにて行う。
- (2) 各機器の名称は以下のとおり。
  - ・中継機: Computer GateWay
  - ・センサ・ボックス: OnDoll-Sensor
  - ・ブザー:アラート・ブザー
  - ・クラウド: OnDoll-Cloud
- (3)治験薬管理者はシステムが基準に適合することを保証するため、株式会社コンピューテックスを介して、少なくとも1年に1回の校正を行う。
- (4) 温度管理の方法を以下のように設定する。
  - i )温度は1分間隔で計測し、ID:1100~ $\frac{1104}$ は5分間隔、ID:1105~1107は30分間隔で記録する。
  - ii)計測した温度データは、1<sub>万</sub>月分(毎月1日0時から翌月1日0時まで)の記録を1ファイルとする。
  - iii) 記録ファイルには、1日毎の[最低 平均 最高]温度の一覧表、1ヶ月の温度の推移を示したグラフおよびCSV形式の表が含まれる。
  - iv) 治験薬管理者は月1回OnDoll-Cloudシステムより1ヶ月分の記録ファイルをダウンロードし保存する。
- (5) 温度逸脱に関するアラートの発信は次のように定める。
  - i) 計測された温度が以下の許容範囲を超えた場合とする。

<mark>薬剤部</mark>室温 (ID:1100) : 2.0~29.0℃

<mark>薬剤部</mark>恒温庫 (ID:1103):16.0~24.0℃

<mark>薬剤部</mark>冷蔵庫1(ID:1101):3.0**~**6.0℃

薬剤部冷蔵庫 2 (ID:1102) : 3.0~6.0℃

検査室冷蔵庫(ID:1105): 2.0~8.0℃

検査室冷凍庫(-30℃) (ID:1106):-40.0~-21.0℃

検査室冷凍庫(-80℃) (ID:1107):-71℃以上

# 治験使用機器室温 (ID:1104) : 2.0~29.0℃

- ii) アラートの発信は、治験薬管理者への異常検知メールの自動送信、及び設置したブザーにより通知する。
- iii) 治験薬管理者への異常検知メールの自動送信はEmail: m-kanri@kokurakinen.or.jp で受信するとともに、当該アドレスを経由し常時携帯する端末で受信される。

### 5. 温度逸脱時の対応

## (1) 1. 勤務時間帯:

治験薬管理者は、異常検知メール又は付属のブザーにより温度逸脱を認知した場合、速 やかに原状回復に向け必要な対応を行う。

### 2. 夜間・休日:

治験薬管理者は、異常検知メールにより温度逸脱を認知した場合、原状回復に向け対応 が必要な場合は、直ちに病院に赴き必要な対応を行う。

- (2)治験薬管理者は(1)の対応ができない場合、速やかに他の対応可能な者に依頼する。
- (3)治験薬管理者は、各治験で定められた温度逸脱が生じた場合、速やかにその旨を治験依頼者に報告し、治験薬の使用の可否、<mark>検体の管理状況、治験使用機器の使用可否</mark>について確認する。

### 6. 記録の保管

- (1)治験薬管理者は、校正に関する記録を株式会社コンピューテックスを介して入手し、保管する。
- (2) 治験薬管理者は、月1回OnDoll-Cloudシステムより $1_{f}$ 月分の記録ファイルをダウンロードし、保管する。
- (3) (2) によりダウンロードした記録ファイルのうち1日毎の[最低 平均 最高]温度の一覧表は、当院ホームページにて治験依頼者に対し、公開する。
- (4)治験薬管理者は、原資料としての期限を満了していることを確認するまで温度管理記録に関する資料を破棄してはならない。

#### 7. 本手順書の改訂

- (1) 本手順書の改訂は、治験薬管理者が起案し、運営会議の承認を得るものとする。
- (2) 本手順書の円滑な運用を行うため、本手順書を逸脱しない範囲で、必要に応じて補足情報を追記できるものとする。
- (3) 本手順書の版数は「第●. ▲版」と表記し、(1) による改訂は「●」を、(2) による改訂は「▲」を更新する。
- 1. この手順書は令和3年4月1日から施行する。(第1.0版)
- 2. 令和3年11月9日改訂(第1.1版)
- この手順書は令和4年6月28日から施行する。(第2.0版)

- 4. 令和5年1月1日改訂(第3.0版)
- 5. 令和5年3月30日改訂(第3.1版)
- 6. 令和6年3月22日改訂(第3.2版)